

第5 教育・保育の量の見込みと確保方策等

- I 教育・保育の量の見込みと確保方策**
- II 地域子ども・子育て支援事業の提供体制**

I 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 区域の設定

- 「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域（以下、「県設定区域」という。）を設定し、県設定区域ごとに、教育・保育施設の認可・認定に当たり、需給調整を行うこととなっています。

県では、市町が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接市町間等における広域利用等の実態を踏まえ、県設定区域を以下のとおり定めます。

なお、県設定区域は、教育・保育及び市町が実施する地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域となっています。

認定区分	内容	利用できる施設等	県設定区域
1号認定(※1)	満3歳以上の就学前のこども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園	全県1区域
2号認定(※2)	満3歳以上で保育を必要とする 就学前のこども	保育所、 認定こども園	市町ごと17区域
3号認定(※3)	満3歳未満で保育を必要とする 就学前のこども	保育所、認定こども園、 特定地域型保育事業	

(※1) 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するこども

(※2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するこども

(※3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するこども

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期

- 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み(需要)、提供体制の確保の内容及びその実施時期(供給)については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

【参考】

用語	内容
量の見込み	就学前のこどものうち、教育・保育を必要とする利用定員総数(需要)
確保の内容	教育・保育施設等の利用定員総数(供給)
特定教育・保育施設	市町から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園
特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
保育機能施設	地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設
特定子ども・子育て支援施設等	市町から「施設等利用給付」(公費)の対象となると確認された施設及び事業

【香川県内全域】

	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	4,151	1,835	13,110	1,842	3,891	4,401	3,971	1,770	12,539	1,829	3,961	4,238	
②確保の内容	特定教育・保育施設	10,419		14,380	2,423	3,970	4,514	10,183		14,285	2,429	3,982	4,491
	特定地域型保育事業	/		1	180	200	211	/		1	180	200	211
	確認を受けない幼稚園	1,600		/	/	/	/	1,600		/	/	/	/
	保育機能施設	/		166	32	79	86	/		166	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,433		42	129	141	154	1,389		42	130	141	154
	計	13,452		14,589	2,764	4,390	4,965	13,172		14,494	2,771	4,402	4,942
確保状況(②-①)	7,466		1,479	922	499	564	7,431		1,955	942	441	704	

	令和9年度						令和10年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	3,776	1,702	12,020	1,835	3,908	4,330	3,641	1,644	11,585	1,804	3,818	4,237	
②確保の内容	特定教育・保育施設	9,822		14,324	2,424	3,981	4,501	9,811		14,281	2,424	3,978	4,498
	特定地域型保育事業	/		1	174	194	204	/		1	174	194	204
	確認を受けない幼稚園	1,600		/	/	/	/	1,600		/	/	/	/
	保育機能施設	/		164	32	79	86	/		164	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,390		42	131	141	154	1,398		42	132	141	154
	計	12,812		14,531	2,761	4,395	4,945	12,809		14,488	2,762	4,392	4,942
確保状況(②-①)	7,334		2,511	926	487	615	7,524		2,903	958	574	705	

	令和11年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			
		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	3,586	1,610	11,424	1,791	3,756	4,148	
②確保の内容	特定教育・保育施設	9,811		14,277	2,422	3,976	4,495
	特定地域型保育事業	/		1	174	194	204
	確認を受けない幼稚園	1,600		/	/	/	/
	保育機能施設	/		164	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,398		42	133	141	154
	計	12,809		14,484	2,761	4,390	4,939
確保状況(②-①)	7,613		3,060	970	634	791	

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

3 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

(1) 基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした保育所・認定こども園に適格性があり、かつ認可基準を満たす場合は、認可・認定します。

ただし、県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数（当該年度及び翌年度に係るものをいう。）に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときは、原則、需給調整を行います。

需要（量の見込み） > 供給（利用定員の総数）⇒ 原則認可・認定
（適格性・認可基準を満たす場合）

需要（量の見込み） < 供給（利用定員の総数）⇒ 認可・認定を行わないことができる
（需給調整）

(2) 保育所、幼稚園が認定こども園に移行する場合における需給調整

- 認可・認定については、上記「基本的な考え方」が原則です。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用ができ、地域の子育て支援を担う施設であることから、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し、個別に判断します。

(3) 本計画に含まれない教育・保育施設の認可・認定の申請に関する需給調整

- 上記「基本的な考え方」にかかわらず、本計画に基づき教育・保育施設または地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備施設等の認可・認定が行われる前に、本計画に含まれない教育・保育施設から認可・認定の申請があったときは、県は、地域の実情や教育・保育施設の意向を踏まえ個別に判断し、需給調整を行う場合があります。

4 教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

- 認定こども園は、保育所及び幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。少子化が進行する地域では、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあります。集団保育を維持するとともに、質の高い教育・保育を実施するために、これら地域の実情を踏まえながら、保育所、幼稚園から認定こども園への移行や認可申請手続きの相談に対し、必要な支援を行います。

【認定こども園の設置計画数】

	令和7年度	令和11年度
県全域	116か所設置	120か所設置

(2) 保育所、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援

- 施設から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し支援します。また、保育所はもとより幼稚園における保育ニーズの高まりを踏まえ、幼稚園から認定こども園への移行を支援します。
- 施設に対する認可・認定や指導監督、財政措置等については、施設の形態（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に応じて権限等を行使する者が異なっている場合もあることから、関係部局間の適切な連携により、十分な情報提供等を行うことで、施設の負担軽減を図ります。
- 関係機関と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修や、保育士が幼稚園教諭の研修へ参加するなどの相互の受け入れを図り、教育・保育を一体的に提供する施設で従事する職員の育成を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の公示状況や監査状況等について、県と市町と情報共有等の連携を図ります。

6 子ども・子育てを担う人材の確保及び資質の向上

- 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進していきます。
- 保育士等が正確な知識と豊かな経験を積み重ね継続して育成されるよう、保育士等の所得向上や産休代替職員確保のための補助など処遇改善とともに、離職防止を図るため、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現を図り、就労継続に努めます。幼稚園教諭等については、多様な保育内容に対する補助などを通じて、働きやすい職場環境の実現を図ります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等が保護者の多様なニーズに的確に対応し、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた質の高い教育・保育を提供するためには、従事者の量の確保だけではなく、その専門性や経験がきわめて重要で、質の高い従事者が育成される必要があります。このため、かがわ幼児教育支援センターや専門家、関係団体等が連携・協力して、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所、幼稚園、認定こども園におけるOJTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士等による指導・助言などを通じて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上を図ります。

- 保育教諭については、認定こども園法附則第 5 条において、施行の日から起算して15年間は、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとされていることから、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状の片方のみを有する者へ併有の機会が確保されるよう、インターネットなどを活用して、併有に関する特例措置の情報提供に努めます。

7 教育・保育情報の公表

- 保育所、幼稚園、認定こども園、また地域型保育事業を利用するに当たり、保護者が当該施設・事業を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告された以下の内容を公表します。
 - ・施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、代表者の氏名など）
 - ・施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名など）
 - ・従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数など）
 - ・教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、設備など）
 - ・利用料等に関する事項
 - ・その他知事が必要と認める事項

8 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(1) 量の見込みと提供体制の確保

- すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の量の見込み、提供体制の確保については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	68	1,130	1,190	1,489	1,439
	確保方策 (延べ人数)	49	1,161	1,186	1,485	1,460
1歳児	量の見込み (延べ人数)	58	840	888	1,152	1,139
	確保方策 (延べ人数)	46	899	900	1,237	1,236
2歳児	量の見込み (延べ人数)	53	558	616	821	809
	確保方策 (延べ人数)	50	652	652	1,374	1,374

(2) 教育・保育等の一体的提供

- 乳児等通園支援事業の利用終了後の満3歳児について、幼稚園における満3歳児クラスの活用等を促進することで、受け入れ枠の確保や情報共有体制の整備を図るなど、乳児等通園支援事業から教育・保育施設への円滑な移行の支援に努めます。

(3) 従事者の確保及び資質の向上

- 乳児等通園支援事業の従事者の確保及び資質の向上を図るため、保育士、保育補助者の人材確保対策を進めるとともに、県が実施する子育て支援員研修をはじめとする研修体制の充実に努めます。

II 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

○ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制については以下のとおりです。

ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う利用者支援事業については、現在、16市町が実施しています(55か所)。拠点設置の促進及び支援体制の強化により利用者の利便性向上に努めます。

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業については、現在、全市町が実施しています(103か所)。設置の促進及び支援体制の強化により利用者の利便性向上に努めます。

ウ 妊産婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものであり、全市町が実施しています。妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対し、①健康状態・育児環境の把握、②体重・血圧測定、③尿検査、④エジンバラ産後うつ病質問票による面接を実施するものであり、全市町が実施しています。産婦健康診査の受診率の向上、産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等との連携に努めます。

エ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業であり、現在、全市町が実施しています。実施体制の整備・委託先の確保などの広域支援や妊産婦等のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築・連携に努めます。

オ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業については、現在、全市町が実施しています。訪問従事者の質の向上に努めます。

カ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業については、現在、全市町が実施しており、当該家庭の適切な養育の実施の確保に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

キ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、14市町からの委託を受けて、現在、8か所の児童養護施設等で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

ク 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業については、現在 9 市町で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

ケ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業については、現在 1 市で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

コ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する親子関係形成支援事業については、現在、2 市で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

サ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において

相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、現在、11市町で実施しています。育児の相互援助活動の活性化とともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭の支援など多様なニーズへの対応について、実施市町を支援します。

シ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となるこどもに対応する一時預かり事業については、現在、全市町が実施しています(229か所)。実施箇所数の確保に努めます。

ス 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する延長保育事業については、現在、15市町で実施しています(187か所)。実施箇所数の確保に努めます。

セ 病児・病後児保育事業

病気や病後のこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育と看護を行う病児・病後児保育事業については、現在、10市町で実施しています(23か所)。実施箇所数の確保に努めます。

ソ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブについては、現在、15市町で実施しています(337支援の単位)。開設時間の延長や障害児の受入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

タ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等において実費徴収ができることとされている副食費の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。市町の実施状況に応じて支援を行います。

チ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。市町の実施状況に応じて支援を行います。